**香川県高等学校体育連盟　　大会運営における感染予防の具体策　　　　　　　　　　　　R03.05.25**

【自転車競技専門部】

**大会参加者の共通予防対策**

**１．大会参加について**

〇選手、監督、コーチ、運営スタッフ等（以下、大会参加者とする）の中に感染者が確認された学校については、大会へ参加することはできない。

〇大会参加者は、大会の２週間前から検温結果及び、体調について別紙の体調管理表に記録し、体調不良や発熱等の風邪の症状がある場合は参加できないことを事前に周知する。また、大会当日大会本部へ体調管理表を提出する。

○発熱の症状等がある場合や、非接触型体温計等を使用して検温し、３７．５℃以上の熱がある場合は入場できない。

〇大会参加者は、大会の２週間後まで検温結果及び、体調について別紙の体調管理表に記録し、顧問が代表して大会本部へ体調管理表を提出する。

**２．移動・宿泊について**

〇大会参加者は、移動の際、可能な限り周囲との間隔を空けることとし、必ずマスクを着用する。併せて、可能な限り換気に努める。

〇大会参加者は、大会が連日開催となる場合でも、宿泊を行わない。

**３．感染予防のための４つの基本行動**

　○　体調管理とその報告

　○　マスクの着用

　○　人と人との距離を確保

　○　こまめな手洗い、手指消毒

**大会開催中の予防対策について**

**１．選手、監督、コーチの感染予防対策**

**（1）集合時の感染予防対策**

〇大会参加者は、必ずマスクを持参し、着用する。

〇大会参加者は、必ず折りたたみ椅子等を持参し、待機所で使用する。

　○大会参加者は、施設に出入りする際、手指の消毒をする。

　○大会参加者は集合時に体調をチェックし、体調不良や発熱等の風邪の症状がある場合

は参加しない。

**（2）大会受付時の感染予防対策**

〇受付等において、参加者同士が十分な距離を確保して並び、受付する。

○選手個人での受付はなるべくせず、各校顧問が代表して行う。

〇受付時に、健康調査表、大会当日体調チェックシートを各校でまとめて提出する。

**（3）大会当日、生徒に発熱等の風邪の症状がみられる場合の対応**

○発熱等の症状がみられる場合、大会出場を認めない。（各学校で指示しておくこと。

○当日、急に症状が出た場合、引率者は保護者及び各学校の管理職に連絡し、帰宅さ

せる。

○体調不良の選手の健康状況については、引率者から専門委員長に報告し、専門委員長

は大会運営に支障がある場合には、その結果を県高体連に報告する。

○引率者は、他の選手等の健康観察を徹底する。

**（4）待機中の予防対策**

〇参加者は必ずマスクを持参し、スポーツを行っていない待機中や会話をする際は

マスクを着用する。天候条件により、息苦しさを感じるようであれば、マスクを無理に着用しない。

〇参加者は、個人間の距離（できるかぎり２ｍ以上）を確保して待機する。

○大会中に大きな声で会話、応援等をしないこと。

〇ウォーミングアップ及び、試合中のみマスクを外すことができる。

〇試合の前後だけでなく試合中にも、こまめな手洗い又は、消毒を行う。

○タオルの共用はしないこと。

〇選手は指定された待機場所を利用し、個人間の距離を確保して過ごす。

〇飲食は指定の場所以外で行わず、対面を避け、周囲の人となるべく距離をとって、会話をなるべくせず、速やかに食事をする。

　○男女更衣室は、1回に利用できる人数は２、３名とし、換気をしながら使用する。

　○トイレ使用時はふたを閉めて汚物を流すようにし、手洗いは石けんを用い30秒以上し

っかり手指を洗浄すること。

**（5）試合中の感染予防対策**

〇監督、コーチ、選手、運営スタッフは必ずマスクを着用する。

〇選手は、ウォーミングアップ及び、試合中のみマスクを外すことができる。

〇試合の前後だけでなく試合中にも、こまめな手洗い又は、消毒を行う。

○運動時、またそうでない時も周囲の人と距離を空けること。

○試合中、選手どうしは前走者の人の呼気の影響を避けるよう、位置取りに注意する。

○試合中、選手は唾や痰をはくことを極力しない。

○試合中、選手、監督、コーチは大きな掛け声、応援等をしないこと。

**（6）試合後の感染予防対策**

〇開閉会式・表彰式は実施しない。

　○各校のミーティングは、長時間密にならないように配慮する。

〇参加者等に感染者が発生した場合には、参加者等に連絡を取り、症状の確認がとれる

体制を確保する。また、参加した者は保健所などの聞き取りに協力する。

○濃厚接触者となった場合には、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して

２週間の自宅待機の要請が行われる可能性がある。

**２．観客に対する感染予防対策**

　ホーム側スタンドに観客を入れる場合は保護者のみとし、事前申請等により観客を限定し、観客名簿を作成し確認の上、当日入口にて許可証等を発行するとともに、以下の内容について事前に周知する。

なお、大会開催時点の全国や県内の感染状況に応じて、入場制限や無観客試合を行うことがある。

**（1）受付時の感染予防対策**

〇大会参加者は、必ずマスクを持参し、着用する。

〇大会当日の朝、必ず検温し、発熱等の風邪の症状がある者は、施設利用できない。

**（2）試合観戦時における予防対策**

〇観客は必ずマスクを着用し、周囲との間隔を十分空けるとともに、集団となっての応

援、ならびに発声による応援は行わない。

○大会当日の朝、必ず検温し、発熱等の風邪の症状がある者は、来場できない。

〇ホーム側スタンドで飲食をする際は、対面を避け、周囲の人となるべく距離をとって、

会話を控えめにして速やかに食事する。また、水分補給は個人のものを用意し、まわ

し飲みはしない。

〇タオルは個人で準備し、共用しない。

〇上記の対応を守れない観客は退場いただく。

〇参加者等に感染者が発生した場合には、参加者等に連絡を取り、症状の確認がとれる

体制を確保する。また、参加した者は保健所などの聞き取りに協力する。

○濃厚接触者となった場合には、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して

２週間の自宅待機の要請が行われる可能性がある。

**３．運営スタッフの感染予防対策に係る動向**

（1）集合時の感染予防対策

〇大会参加者は、必ずマスクを持参し、着用する。

　○大会参加者は、施設に出入りする際、手指の消毒をする。

　○大会参加者は集合時に体調をチェックし、体調不良や発熱等の風邪の症状がある場合

は参加しない。競技場に設置してある施設使用調査票を記入し、提出する。

（2）受付時の感染予防対策

〇受付場所において、参加者等が距離をおいて並べるよう目印を設置する。

○受付業務を行う運営スタッフは対面を避け、アクリル板、透明ビニールカーテン

等で遮蔽した状態をつくり受付を行う。

（3）生徒待機場所、待機中における予防対策

〇大会主催者は、参加者へマスクを持参させ、スポーツを行っていない時や会話をする時はマスク着用を呼びかける。

〇大会主催者は、個人間の距離（できるかぎり２ｍ以上）を確保できる控え場所を設営する。

○運営スタッフは、大会参加者や観客に対し、大会中に大きな声で会話、応援等をしないよう声をかける。

〇運営スタッフは、大会参加者や観客に対し、飲食時は指定の場所以外で行わず、対面を避け、周囲の人となるべく距離をとって、会話を控えめにして速やかに食事するよう声をかける。

○運営スタッフは、複数の参加者が触れる箇所（ドアノブ、トイレ、洗面所のレベー、手すりなど）は、定期的にアルコール等で消毒する。

（4）試合中の感染予防対策

○運営スタッフは、運営業務に当たるとき必ずマスクを着用する。

○運営スタッフは、試合の前後だけでなく試合中も、こまめな手洗い又は、消毒を行う。

○運勢スタッフは、試合中、業務上必要な時以外は、大きな声で会話をしないこと。

○運営スタッフは、選手の呼気の影響を避けるよう、配置に注意して業務にあたる。

　○運営スタッフは、大会参加者や観客が、密な状態とならないよう声をかける。

（5）試合後の感染予防対策

○大会終了後のミーティングは短時間で行い、三つの密を避けること。

〇参加者等に感染者が発生した場合には、参加者等に連絡を取り、症状の確認がとれる 体制を確保する。また、参加した者は保健所などの聞き取りに協力する。

○濃厚接触者となった場合には、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して

２週間の自宅待機の要請が行われる可能性がある。

**大会等の開催前後で、参加者の中から感染者等が判明した場合の対応**

１「学校における感染症予防対策ガイドライン別添資料2020.8 Ver.2」

（令和２年８月県教育委員会策定）(<https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/15173/kansensyougaidorain.pdf)>

に基づき対応する。

２ 大会に参加した者の中に感染者が出た場合には、その他の参加者に対して連絡をとり、

症状の確認、場合によっては保健所などの公的機関に連絡がとれる体制を確保する。

３ 感染が確認された場合は各学校や行政機関指示に従い、その経過等については、県高

体連に報告すること。県教育委員会と協議の上、その後の大会運営に支障があると判

断した場合は中止することがある。

**その他**

１ 本人及び保護者に参加の意思を確認するとともに、それを尊重すること。

２ 新型コロナウイルス対策における学校の対応について、県教育委員会から通知があっ

た場合は、それを優先して遵守すること。

３ 香川県新型コロナウイルス対策本部会議で示されたその時点の対策期（警戒期）に

おける対策( https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkosomu/kikikanri/wwf4tq200311154937.html)

を遵守すること。